

## 登別市地域おこし協力隊（IT人材育成）

本市における貴重な教育資源である学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校（以下、「工学院」という。）と連携し、IT業界に必要な知識や技術を習得しながら、地域の情報発信や移住に係る取組、サテライトオフィスの利用促進に向けた取組を行うことにより、活気あふれるまちづくりの担い手となる人材の育成、ひいては起業家創出に繋げるため、地域おこし協力隊を募集する。

1. 採用人数：1名（委託隊員）
2. 採用予定日：令和6年4月から
3. 活動支援部署：観光経済部商工労政グループ、総務部企画調整グループ
4. 活動場所：工学院及び同校サテライトオフィス en など
5. 関係団体等：工学院
6. 基本活動：①工学院に入学し、情報処理の知識や技術の習得  
②①により得た知識や技術を活かした資格取得  
③SNSを通じた地域の情報発信  
④地域イベント等への参加による地域おこし活動  
⑤サテライトオフィス en の活性化に向けた活動（イベントの企画・運営など）  
⑥サテライトオフィス en の運営・管理  
⑦企業又は工学院と連携した取組
7. 期間別の主な活動内容：
  - （1）1年目～2年目  
基本活動①②⑥が主な活動となり、可能な範囲において基本活動③④⑤を行うこととする。⑥については、毎月土日に1～4回の対応とする。
  - （2）3年目  
基本活動③④⑤⑥⑦を行うこととする。
8. 勤務時間等：
  - （1）個別に締結する業務委託契約及び仕様書等によるが、週38.75時間の活動を原則とする。（目安：1日7時間45分、週5日）  
ただし、基本活動①②については、週の活動時間にかかわらず、知識やスキルを身につける観点から工学院が必要と認める活動については、可能な限り参加すること。
  - （2）勤務日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容、イベント等の状況により変動する場合がある。
9. 募集対象：
  - （1）3大都市圏（※1）の都市地域若しくは3大都市圏内の一部条件不利地域又は一部の政令指定都市（※2）に現に住所を有しており、任用を開始する若しくは業務委託契約を締結したのち速やかに本市へ住民票を異動し住居することができる方

(※1) 3大都市圏・・・東京圏、大阪圏、名古屋圏

(※2) 政令指定都市・・・札幌市、福岡市など

(2) 普通自動車免許を所持している方

(3) パソコンの一般的な操作ができる方

(4) SNSを使用することができ、積極的に情報発信できる方

(5) 心身ともに健康な方

(6) 地域住民や関係機関・団体などと協力しながら、地域活性化に向け精力的に活動できる方

(7) IT業界などで起業を考えている方

(8) 活動終了時に起業又は就業して登別市に定住する意欲のある方

#### 10. 雇用形態・期間等：

(1) 登別市と地域おこし協力隊が委託契約を締結する。

(2) 契約期間

① (令和6年4月以降)～令和7年3月31日

② 令和7年4月1日～令和8年3月31日

③ 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※契約期間満了前に面談を実施し、1年ごとに契約を延長し、最長3年間の契約が可能。

#### 11. 給与・活動経費等：

(1-1) 1～2年目(寮の場合)

・委託料1,459,000円(令和6年4月1日委嘱の場合)

【内訳(報償費80,000/月、活動経費等39,000/月)×12ヵ月)+教科書代31,000円】

(1-2) 1～2年目(賃貸の場合)

・委託料1,981,000円(令和6年4月1日委嘱の場合)

【内訳(報償費80,000/月、活動経費等82,500/月)×12ヵ月)+教科書代31,000円】

(2) 3年目

・委託料4,694,100円

【内訳(報償費225,000/月、活動経費等166,175/月)×12ヵ月)】

#### 12. 待遇・福利厚生等：

(1) 健康保険及び年金保険等は各自で加入となる。

(2) 転居費用や生活備品は個人負担となる。

(3) 活動に要する経費

委託契約の範囲内で活動に必要な経費については、市が規定する額を支払うこととする。

(経費内容)

社会保険料、研修等に係る旅費・参加費、自己研鑽費、消耗品、燃料代、通信料、自動車借上料、住居費(寮費)

※経費内容は活動年数によって変動する。

(4) 工学院の学費は全額免除となる。

※教科書代は各自に支給するので、各自の責任のもと支払いを行うこと。

### 13. 留意事項

#### (1) 1、2年目

- ・ 9時から17時頃まで工学院にて授業・実習を受けること。
- ・ 授業や実習でノートパソコンが必要となる。
- ・ 工学院のカリキュラムを履修している際は同校の指示に従うこと。また、同校の指示に従わない場合や欠席が続く場合など、基本活動に支障をきたす場合は、工学院から市に対して連絡が入るものとする。
- ・ 放課後や土日祝、夏期・冬期休暇を活用してSNS発信や地域イベントに参加するなど地域おこし活動を実施すること。
- ・ 就職活動は原則行えない。(工学院からの就職斡旋もない。)
- ・ 大学や工学院 IT スペシャリスト科への編入学はできない。
- ・ 他学科への転学科はできない
- ・ 寮から賃貸、賃貸から寮への転居はできない。
- ・ 寮に居住する場合、夏期・冬期休暇時に寮に居住できない期間がある。
- ・ 資格を取得するために必要な経費(受験料等)は自己負担となる。
- ・ 2年目に研修旅行が実施されるが、参加する場合の費用は自己負担となる。
- ・ 留年又は休学した場合はいかなる事情があっても地域おこし協力隊としての契約延長は行わない。

#### (2) 3年目

- ・ サテライトオフィス en に常駐し、起業に向けた準備を行うこと。